|  |  |
| --- | --- |
| 意見・質問 | 回答 |
| **〔案件１〕****交通規制情報管理システム用デジタル道路地図保守****（警察庁）**　なぜ１者しか応札しなかったのか。　契約概要の予定価格決定のための調査方法に記載されている「会計課調達係で決定しているが公表なし」とはどういう意味か。　予定価格はどのように決定したのか。　予算額はどのように決まるのか。　予算額が決まった時点で、予定価格はほぼ決まってしまうということか。　一般論としては説明のとおりであると思うが、本件は具体的にどのようにして決まったのか。　予算要求時の見積業者はどこか。　１者だけなのか。　１者だけの見積額で予算を決めるのは客観性が担保されない。これを改善しなければ予算も下がらないと思う。入札で落札率が100パーセントとなるのは異常なことであり、情報が漏れていると思われても仕方ない。　先ほどの説明で、入札説明書を受領した４者のうち２者が思っていた内容と違ったということであるが、そもそもその２者は、十分に分かっていたら受け取りに来なかったのではないか。具体的には、残りの２者しかいないのだとすると、いろんな者ができるような仕様に工夫しなければ、このままの状況が続き、外からは非常に不透明なことをしているように見えてしまう。　入札情報が漏れているというよりも、予算措置の段階において、既に契約業者から予定価格をコントロールされている印象が強いので、この点を改善する必要がある。**〔案件２〕****安全運転支援システム緊急整備****（兵庫県警察本部）**　契約件名に「緊急整備」とあるが、緊急性はどこにあるのか。　整備そのものに緊急性はないのか。　この時期の整備が必要であったのか。定期的に行われる点検等か、それとも機器の更新か。　設置するための役務費だけで、機器そのものの対価は入っていないのか。　全国的な整備方針のようなものはあるのか。予定価格の積算において、「中央装置や端末装置の価格は、警察庁の積算要領で確認している」とのことであるが、具体的な単価の資料があるのか。その単価は、どのように算定したものか。機器改修及び設定費の価格は、兵庫県の労務単価によるということでよいか。　予定価格の積算において、業者の参考見積書は徴取していないのか。　他県で入札により契約した業者は多数いるのか。　契約の多くを１者が占めているようなことはないか。　落札率が98.3パーセントと結構高いのが気になるところであり、開札結果表を見ると、２番目の業者との金額の開きが非常に大きいが、これをどのように思うか。　住友電工は、従前からこの部分の整備を行っているということではないのか。　警察庁の積算要領や兵庫県の労務単価は公表されているのか。　競争入札の参加業者は、当然それを参考にすると思うが、あまりにも入札価格が違っており、２番目の業者については落札意欲が感じられず、このような入札を不自然だと感じないか。　ある意味それが障壁となり、他の業者が参入できないのではないのか。　説明図を見ると、車両と装置の双方向で送受信するようになると思うが、実際に対応する車両はどのくらいあるのか。　その説明では、本当に緊急整備なのか疑問に思う。　入札説明書を交付した５者は錚々たる会社であり、競争入札に参加できる状況であったにもかかわらず３者は参加していない。恐れているのは、もしかしたら市場分割が行われているのではないかということで、実は縄張りがあり、すみ分けができてしまっているということである。談合とか市場分割とか決めつけている訳ではないが、兵庫県警察本部だけでなく、全国21都府県でそういうことが起こっていないか、今後、警察庁で継続的に確認することが大事である。**〔案件３〕****光ビーコン設計委託****（千葉県警察本部）**本件は、専門業者に設計を依頼した後に実際の工事を施工するものか。　この設備工事は、いつ予算化して実施するのか。　全国21都府県で実施されているうちの一つということで良いか。　他の業者が入札に参加しなかった理由は、「発注内容が高度であり、技術者の配置が困難」とのことであるが、他県の状況は確認しているか。　この業務は、具体的にどのような内容なのか。　過去に光ビーコンを整備した時と違う業者なのか。　光ビーコンを設置したことがある業者はどこか。　この業務は、設置前の調査・設計等ということか。　時間的な余裕があれば、業務委託しなくても設計できたということか。　そうだとすると、高度な内容であるため他の業者は入札に参加できなかったとする先ほどの説明がよく分からない。**〔案件４〕****岡山県警察本部用通信指令装置（通報分配系）****【関連契約】****岡山県警察本部用通信指令装置（情報処理系）賃貸借****（岡山県情報通信部）**契約書は２本に分かれているが、実質は１者に実施してもらうということか。　全国で同じものを使用しているのか。　更新前も日本電気だったのか。　同じ件名の契約が他にもあり、相手方は日本電気と日立の２者であったが、日立と比べて日本電気の価格が高いのはなぜか。　独自の仕様にしたことが、日本電気の価格が高額となった理由ということで良いか。　予定価格の積算で、参考見積書を徴取した業者はどこか。なぜ、以前の相手方である富士通から徴取しなかったのか。　予定価格決定のための調査方法で説明されている、「過去２年の全国の落札率の平均」とは、過去２年における同種契約の実績に基づくものということか。　予定価格積算時に日本電気が提示した参考見積書の金額はいくらか。　その額に、過去２年の全国平均の落札率を乗じたのか。　意見招請の時点で事実上１者となっており、辞退理由が納入期限を守れないためだとすれば、今回の件は難しかったと思うが、スタートを早くすることで納期を確保できるので、今後の調達はその点を考慮して欲しい。　契約書の中に、再賃貸借契約に関する特約条項があるが、契約金額は今までと同額なのか。**〔案件５〕****通信機器整備等工事25-1****（石川県情報通信部）**　本工事は「特殊な技術・設備・資格を有する業者でなければ施工できない」とのことだが、それはどのようなことか。　認定工場の所有業者は、石川県の近郊に何者くらいあるのか。　応札者以外の３者は何故、入札に参加しなかったのか。　予定価格の積算に係る参考見積書の提出業者は池上通信機のみか。　入札回数が１回、しかも一者応札であるのに落札率が100％というのは不自然である。参考見積書の金額が予算の範囲内に収まるよう仕様を見直したとのことであるが、それも如何なものか。　予算の範囲内に収まる予定価格とするために、仕様を落として参考見積書を徴取したということか。　２者から徴取した参考見積額と予算額はいくらだったのか。　何故、中日本航空は降りたのか。　請負者調達品一覧に掲げる品目は特殊なものとは思えない。降りた理由はサービスの対価にあるのではないか。　仕様の見直しの過程で何回参考見積書を徴取したのか。　それだと、予定価格がわかってしまうのではないか。　予定価格の決定に当たっては、入札者の関与をできるだけ排除することを考えなければならない。本件のように最終的に参考見積書の提出業者が１者になると予定価格が類推されてしまう。入札１回で落札率が100％というのは異常であり、実質的な競争は、入札前の意見招請の段階で終わってしまっているという印象である。**〔案件６〕****リアルタイム検知ネットワーク装置　（2012型）賃貸借外****（警察庁）**　入札説明会への参加は15者であるのに応札は２者しかいないが、何か理由でもあったのか。　予算額と予定価格が同額であるが、これは仕方がないのか。　落札価格は予定価格より低いので、予定価格の設定を低くすることも考えるべきではないか。　予定価格は、最も安価な参考見積書を査定しているとのことだが、その最低額を提出した業者が落札したのか。**〔案件７〕****組織犯罪情報管理システム及び特定金融情報データベースシステム賃貸借外****（警察庁）**　仕様書を受領した業者が14者で、応札は１者であるがなぜか。応札しなかった理由の「保守体制の確立が困難」とは具体的にどのようなことか。民間企業でも珍しくないと思うが、24時間体制に対応できないという理解でよいか。　一者応札になったことについて、どのように考えているか。**〔案件８〕****外国人個人識別情報認証システム賃貸借****（警察庁）**　この案件は、１年前に止める予定であった契約のリース期間を延長したものということで良いか。　リース期間の延長に伴い、契約金額はどうなったのか。**委員講評**　予定価格の算定方法、業者からの参考見積書の徴取方法等について、積み上げを改善する余地があると思うので、是非そこを検討して欲しい。　予定価格は、業者の参考見積書に基づいて算定した額と予算額を比較して決定され、予算額は、業者から徴取した参考見積書を根拠として措置するということになると、金額の高い見積書を提出するほど業者が有利ということになる。複数の者による入札であれば、競争によって適正価格が形成されているという説明は可能であるが、一者応札だと適正価格であることを証明するのは非常に難しいと思うので、そこに改善する余地があると考える。　補正予算による光ビーコンの整備については、全国21都府県の一斉整備となると市場分割の危険があるので、是非とも警察庁で情報収集して欲しい。　予定価格積算時の参考見積書を最終的な落札者に依存せざるを得ないことは、やむを得ないところもあるが、だからといって、規制緩和して参入し易いようにするには色々なことを考えなければならず、出来ることが限られると思うが、やれることは全部やったということを示すことも重要であると思う。　予定価格のことは気になるが、入札に参加する業者にも駆け引きがある訳で、なかなか難しいと思う。調達改善計画の策定要領に一者応札が継続している場合の随意契約への移行の例が載っており、建設業界で工事入札が不調となるケースも随分ある等、あえて随意契約にすることで、契約金額を安く抑えるようなことも考える必要があるのではないか。 | 　入札説明書を交付した４者のうち２者は業種が違うとのことであり、もう１者については、事前に入札辞退届が提出され「コスト面を考慮して、受託リスクが高い」と判断したとのことであった。　予定価格は会計課調達係で決定しており、予定価格そのものの公表は行われていないという意味である。　予算額を予定価格としたものである。　予算要求時に業者から徴取した見積額を参考にしている。　予算額も一つの要素ではあるが、市場価格、参考見積書、実績額等を考慮して一番安いものを採用している。本件については予算額が一番安かったということである。　トヨタマップマスターである。　そのとおりである。　平成24年度の補正予算で措置したもので、緊急性を有することが要件となっており、緊急整備に係る要求時の事業名をそのまま使用したものである。　補正で措置した緊急整備である。　光ビーコンは平成５年度から全国各地で設置されており、本件の安全運転支援システムで整備される光ビーコンについては、今までの機能はそのままに、高度化された機器を初めて採用するものである。老朽化した機器の更新の他、車線数に応じた新設又は増設という形で、計304機を設置している。　設置費及び機器費の両方が含まれている。　公安委員会（警察）は一般道路に光ビーコンの設置、道路管理者は高速道路等への電波ビーコンの設置を進めており、兵庫県においても平成５年度から整備している。　光ビーコン１基当たりの価格については、予算配賦額を積み上げる時に示された単価を参考にして積算している。　補助事業の単価であり、業者の見積額や契約実績の全国平均を参考にして決められている。　そのとおりである。　今回は徴取していない。　多数である。　そのようなことはない。　今回の機器は初めての整備であり、その辺で２番目の業者が高い価格を入れたのかもしれないが、金額に開きがあったことは感じている。　他者も整備をしているが、大半は住友電工である。　公表されている。　中央装置の整備において、交通管制センターの既設改修等を伴い、他の業者の場合は技術提供の費用が含まれるため、金額が高くなるものと思われる。　パナソニック製の中央装置も導入されており、１者独占という形にはなっていない。　現在は販売されていないが、今後、ホンダ等が開発すると聞いている。現時点では、全国の応札状況及び落札金額等を把握していないが、ご指摘を踏まえ、警察庁交通規制課において次回までに整理・分析を行うこととする。そのとおりである。　既に実施済みである。　そのとおりである。　全国を調べた訳ではないが、他県には複数の業者が参加したところもある。整備対象の信号交差点において現場調査を行い、工事図面や数量調書等を作成し、成果物として提出する業務である。　光ビーコンの整備では、職員が図面等を作成するのが一般的であり、設計業務を委託したのは初めてであるが、補正予算ということで、短期間で数量も多かったため、業務委託することとした。　パナソニック、コイト電工、日本信号等である。　そのとおりである。　そのとおりである。　複数の業者に当たってはみたが、これまで委託したことがなかったことから、他の業者は業務内容が分からず、入札に参加しなかったものと思われ、落札者は他県での実績があり、委託業務の内容を把握していたので、入札に参加することができたものである。　そのとおりである。　基本的には同じものであるが、各県で独自の仕様が必要な場合は、付加したりしている。　これまでは富士通である。　現地建替による新庁舎整備が予定されていたため、一旦、通信指令装置を別の場所へ移設し、整備後に新庁舎へ戻して運用する特別な仕様としたことや、110番回線が塞がっている時に別の110番が入電すると、自動でアナウンスする機能があるが、特定の電話番号にはアナウンスしないようにする機能を新たに付加したことが、価格が高くなった要因と思われる。　他に思い当たる点はないが、他の同種契約を踏まえ、警察庁情報通信企画課において次回までに高額となった原因等を確認することとする。　日本電気である。　意見招請の時点で辞退しており、提出を断られたものである。　そのとおりである。　約３億７千万円である。　そのとおりである。　本件は、年度当初の早い段階から準備を進め、６月には契約しており、これは他県においても同様と承知しているが、今後は、国庫債務負担行為という形の予算措置により、２か年の整備についても検討していく。　契約期間が延長された場合は、賃貸借料を12分の１に減額するものである。　ヘリを艤装する場合は、航空法に基づき、国土交通省から事業認定された業者でなければならず、また、航空機製造事業法に基づき、経済産業省から修理事業の許可（機種毎の固有の許可）を受ける必要がある。　石川県警のヘリを修理できる工場は、調べた範囲で４者ある。　業務多忙のため、技術者の確保が困難とのことである。　参考見積書は、池上通信機と中日本航空の２者から徴取した。　池上通信機はヘリテレの製造、中日本航空はヘリの艤装を行う業者で、この２者（ヘリテレを作る業者とヘリの艤装工事を行う２種の業者）がいないと、ヘリテレを設置できないという関係である。　要するに、どちらが落札しても、もう一方が下請けとなる可能性があり得るということである。　当初の参考見積書の金額が予算額の約1.5倍であったことから、県警航空隊と調整して運用に支障のない範囲で仕様の見直しを行った結果、参考見積額と予算額が同じ金額となったものである。　適正価格で予定価格を作成するため、参考見積書を徴取したものである。　池上通信機は９,９７５万円、中日本航空は１億７０１万円、予算額は９,９７５万円である。　これ以上、艤装工事に要する調達品等の費用を下げられないということではないか。　調達品はヘリの飛行に耐えるものでなければならず、非常に高価なもので、決して安価ではない。　３回である。　見積りはあくまで参考であり、それをそのまま予定価格とするのではなく、複数者から参考見積書を徴取して同種工事の落札率を乗じることや諸経費率の比較検討を行うこと等の対応をしている。なお、参考見積額は予算の範囲内である必要はないということについて、警察庁から周知したところである。今回の例を教訓として、今後改善していきたいと考えている。　辞退した業者にアンケートを実施したところ、「契約内容が自社の対象・分野とは異なるものであった。」等の回答を得ている。　予定価格は予算額を超えることができない。　精査したいと考えているが、参考見積額に基づいて予定価格を算出するので、非常に難しい部分ではある。　他の業者が落札したものである。　辞退した業者にアンケートを実施したところ、保守体制面での対応が困難である旨の回答であった。　そのとおりである。　情報システム関係の一者応札については、政府全体が問題意識を持っており、警察庁としても応札業者を増やす努力を続けているところである。今後も応札業者が増えるよう引き続き検討する。　新システムを整備するまでの間、リース期間を延長して使用していたものである。物件費はリース期間延長契約時に大幅に減額しており、保守料は以前の金額を採用している。 |